

令和5年9月28日(木)

令和5年第9回宮古島市農業委員会総会議事録

副議長： おはようございます。今日の総会は芳山会長が所用で不在ですので、代わりに私、長濱が進行していきますので宜しくお願いします。

議長： ただ今から、令和5年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員： 異議なし

議長： それでは、7番：砂川明寛委員、8番：喜屋武 隆委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の川満優翔 主事を指名いたします。

議長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委員： 異議なし

議長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。
受付番号1番から12番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から12番は、別紙参考資料1ページから12ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は上野小学校から北側600mのピンザアブ遺跡の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して、これまで小作賃貸していましたが、購入してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所はヒルトンホテルから伊良部大橋向け道路入口の東側に位置し、譲受人は畜産経営しながら機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は成川集落の北西の整備事業地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は福山集落北側の福山農村公園の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は宮古空港の南側のマンゴーファーム宮古島の隣に位置し、譲受人は機械等は委託してサツマイモ栽培です。

議長： 次に受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は久貝集落の西側の整備事業地区に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ栽培です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は松ヶ原ゴルフ場から那覇鋼材資材置場向けに位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー栽培です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は城辺加治道の城辺中央クリニックの北西300mに位置し、譲受人はカボチャ栽培です。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は仲原鍾乳洞の南側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古島駐屯地から上野ソバミネ集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は宮古広域消防上野出張所から新里構造改善センターの南側150mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は旧上野庁舎から新里集落向けの山根学道線十字路の東側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、4件でございます。受付番号13番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番から16番は、別紙参考資料13ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号13番から15番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号13番から15番を纏めて説明いたします。場所は共和産業株式会社から細竹集落向け300mに位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー栽培です。

議長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

髙原推進委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は下地地区運動公園の西側300mの整備事業地区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）」受付番号13番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は6件でございます。受付番号17番から22番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号17番から22番は、別紙参考資料17ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号17番から22番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、2件でございます。  
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番から2番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は福中集落の南東、新城集落入口の南側に位置し、譲受人は機械等も所有して農地中間管理機構での使用貸借です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は県道78号線 平良城辺線から新城集落入口北側の整備事業地区に位置し、譲受人は機械等も所有して農地中間管理機構での賃貸借です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は4件でございます。  
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

**島尻推進委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は保良の宮古島海上保安部の訓練棟北側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は下地川満の最終処分場の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

**高原推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は下地与那覇地区農村公園から南側400mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は宮國シロー農園やぎ牧場の東南に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 休憩します。

~~~~~  
議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から6番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いします。
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

玉元委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和5年9月4日（月曜日）に調査員として、6番：砂川委員、芳山会長、事務局の土地局長、田名次長、前泊調整官、仲間さんの合計7名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時40分まで現地調査、午後3時40分から4時まで事務局にて調査内容調整会議、9月11日の内部審査会での4条申請6件、5条申請14件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は NTT 西日本西日本電信電話（株）伊良部無線中継所から北西側600mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は城辺の市営下北団地の南側250mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は久松の松田整形外科医院から伊良部大橋向け200mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は久松の松田整形外科医院から伊良部大橋向け200mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は久松の市立久松中学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、(4割街区)街区に占める宅地の割合が4割を超えている区画内の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は上野ガーラバル集落の東側400mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、12件でございます。受付番号1番から12番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から12番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は下地の宮古島東急リゾートホテルの南東300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地(一団)周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野の宮國集落公民館の北側70mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）、街区に占める宅地の割合が4割を超える区域内的の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は平良 JA おきなわ生産資材センターから高野集落向け300mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は平良の松原市営住宅の南側70mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）、街区に占める宅地の割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は平良の松原市営住宅の南側70mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）、街区に占める宅地の割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は平良の島の駅みやこの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は下地の与那覇地区防災センターの北側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）、街区に占める宅地の割合が4割を超える区域内的の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は下地の与那覇地区防災センターから南側350mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は上野の市営名嘉山団地の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は平良の市立久松中学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地(4割街区)、街区に占める農地の割合が4割を超える区域内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は平良の山中公民館の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は城辺の市営比嘉団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）、周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の非農地証明願は、2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。9月4日に平良地区農地パトロールを実施し、場所はファッションセンターしまむらの北西に位置し、長年農地利用がないことと、傾斜地で岩盤地であるため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。9月5日に伊良部地区農地パトロールを実施し、場所はサシバリンクス伊良部ゴルフ場内に位置し、長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和5年第9回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございます。

閉 会：

令和5年9月28日 (木)

副 会 長 長 濱 国 博
7 番 委 員 砂 川 明 寛
8 番 委 員 喜 屋 武 隆